平成27年清瀬市議会第1回定例会

(1) 市長提出議案

議案番号等	議	案	名	等	概	要	議決日 結 果
議 案	平成 2 7	年度清	瀬市-	一般会計予	歳入総額	28,537,000千円	3月24日
第 1 号	算				市税	9, 100, 185千円	可 決
					地方譲与税	105,000千円	
					利子割交付金	58,000千円	
					配当割交付金	118,000千円	
					株式等譲渡所得割交付金	金 72,000千円	
					地方消費税交付金	1,498,000千円	
					自動車取得税交付金	42,000千円	
					国有提供施設交付金	26,000千円	
					地方特例交付金	56,548千円	
					地方交付税	3,775,000千円	
					交通安全対策特別交付金	金 9,000千円	
					分担金及び負担金	272,013千円	
					使用料及び手数料	315,901千円	
					国庫支出金	5,789,730千円	
					都支出金	4,290,238千円	
					財産収入	3,156千円	
					寄附金	2,960千円	
					繰入金	514,930千円	
					繰越金	400,000千円	
					諸収入	287, 339千円	
					市債	1,801,000千円	
					歳出総額	28,537,000千円	
					主なもの		
					議会費	282, 261千円	
					総務費	2,974,877千円	
					長期総合計画策定事	業推進経費 15,430千円	
					新庁舎建設事業費	10,549千円	
					市史編さん関係経費	10,605千円	
					情報システム管理運	営事業費 367,003千円	
					野塩地域市民センタ	一管理費 16,791千円	
					松山地域市民センタ	一管理費 14,500千円	
					清瀬市議会議員選挙	及び	
					清瀬市長選挙費	35, 303千円	
					基幹統計調查費	32,792千円	
					民生費	15,888,459千円	
					介護保険特別会計繰	出金 944,899千円	
					臨時福祉給付金給付	事業費 118,102千円	
					後期高齢者医療特別	会計繰出金 900,228千円	
					自立支援給付事業費	1,617,038千円	

国民健康保険特別会計繰出金	1,208,959千円
私立幼稚園等助成費	221,011千円
保育園運営事業費	1,691,756千円
児童扶養手当事業費	301,169千円
児童育成手当事業費	231,036千円
児童手当等事業費	1,158,470千円
子育て世帯臨時特例給付金	
給付事業費	37,919千円
乳幼児医療費助成事業費	134,217千円
私立保育園助成事業費	298, 117千円
子育てクーポン事業費	3,899千円
生活保護援護費	4,038,424千円
衛生費	1,721,436千円
災害医療対策費	2,000千円
市民健康診査費	24,587千円
昭和病院企業団運営費	87,880千円
妊婦健康診査事業費	39,023千円
乳幼児健康診査事業費	15,733千円
がん検診推進事業費	14,802千円
がん検診費	25,378千円
定期予防接種費	152,243千円
任意予防接種事業	7,263千円
環境保全啓発費	12,968千円
一部事務組合運営費	616,498千円
収集作業費	257, 294千円
労働費	5,875千円
農林業費	92,525千円
農業振興対策費	44,433千円
環境保全型農業推進事業費	4,380千円
商工費	90,603千円
商工会等育成費	32,883千円
融資事業費	3,900千円
農商工共同事業費	800千円
消費者保護対策事業費	3,446千円
土木費	1,021,682千円
道路整備事業費	214, 101千円
道路用地購入事業費	18,946千円
歩道用地購入事業費	18,428千円
放置自転車対策費	12,826千円
特定緊急輸送道路沿道建築物	
耐震化促進事業費	35,033千円
都市計画街路調査費	10,000千円
下水道事業特別会計繰出金	210,398千円
公園管理経費	71,487千円
緑地保全事業費	26,892千円

т т				
		緑地整備事業費	117,093千円	
		住宅関係事業費	7,223千円	
		消防費	1,012,631千円	
		消防事務委託費	914,686千円	
		消防団運営費	62,619千円	
		防災対策事業費	20,100千円	
		教育費	3,323,481千円	
		教育相談センター関係経費	14,069千円	
		情報教育推進事業費	48,950千円	
		学力向上推進事業費	48,729千円	
		学校緑化推進事業費	90,511千円	
		インクルーシブ教育研究事	業費 6,000千円	
		施設維持管理費(小学校)	52,143千円	
		運営管理費(小学校)	135,846千円	
		就学援助費(小学校)	53,370千円	
		給食業務費(小学校)	106, 797千円	
		校舎改造事業費(小学校)		
		体育館改造事業費(小学校	17,000千円	
		施設維持管理費(中学校)	41,527千円	
		運営管理費(中学校)	74,321千円	
		就学援助費(中学校)	54,778千円	
		給食業務費 (中学校)	111,303千円	
		校舎改造事業費(中学校)	744,300千円	
		体育館改造事業費(中学校	33,380千円	
		コミュニティプラザ管理運賃	営経費 45,634千円	
		地域市民センター等管理費	94,022千円	
		清瀬けやきホール管理運営網	圣費 71,001千円	
		図書館運営費	51,526千円	
		駅前図書館運営費	12,334千円	
		特別展事業費(南雲義男展)	650千円	
		体育施設管理費	280,549千円	
		公債費	2,102,620千円	
		諸支出金	550千円	
		予備費	20,000千円	
議 案 平成27年	度清瀬市国民健康保	歳入総額	9,962,000千円	3月24日
第 2 号 険事業特別会	計予算	主なもの		可 決
		国民健康保険税	1,673,227千円	
		国庫支出金	1,754,912千円	
		療養給付費交付金	280,645千円	
		前期高齢者交付金	2,316,668千円	
		都支出金	504,868千円	
		共同事業交付金	2,214,113千円	
		繰入金	1,208,959千円	
				

				Г		
				歳出総額	9,962,000千円	
				主なもの		
				保険給付費	5,916,253千円	
				後期高齢者支援金等	1,101,302千円	
				介護納付金	430,649千円	
				共同事業拠出金	2,218,955千円	
				保健事業費	115,662千円	
議		案	平成27年度清瀬市下水道事業	歳入総額	1,217,000千円	3月24日
第	3	号	特別会計予算	主なもの		可 決
				使用料及び手数料	895,141千円	
				国庫支出金	21,000千円	
				繰入金	210,398千円	
				市債	76,000千円	
				 歳出総額	1,217,000千円	
				主なもの	, , ,	
				下水道管理費	195,070千円	
				下水道維持管理費	351,717千円	
				下水道建設費	101, 496千円	
				公債費	567,717千円	
					001,111 1 1 1	
議		案	平成27年度清瀬市駐車場事業	歳入総額	80,000千円	3月24日
第	4	号	特別会計予算	繰越金	1,999千円	可決
711		·		諸収入	78,001千円	
					,	
				 歳出総額	80,000千円	
				駐車場費	19,528千円	
				公債費	59,472千円	
				予備費	1,000千円	
				7 1113	1,000 1 3	
議		案	平成27年度清瀬市介護保険特	歳入総額	6,120,000千円	3月24日
第	5	号	別会計予算	主なもの		可 決
711		·		保険料	1,240,694千円	, , ,
				国庫支出金	1,385,731千円	
				支払基金交付金	1,631,302千円	
				都支出金	874, 350千円	
				操入金 #	984,899千円	
				PR/ VIII	001,000 1	
				歳出総額	6,120,000千円	
				主なもの	-, 1=0, 000 1 1 3	
				総務費	188,698千円	
				保険給付費	5,772,270千円	
				地域支援事業費	150,027千円	
				一一次人级于不具	100, 021 []]	
						<u> </u>

-344-		<i>d</i>		IIs → AN deri	1 205 200 7 11	0.11.01.11
議		案	平成27年度清瀬市後期高齢者	歳入総額	1,695,000千円	3月24日
第	6	号	医療特別会計予算	主なもの		可 決
				後期高齢者医療保険料	730,446千円	
				繰入金	900, 228千円	
				歳出総額	1,695,000千円	
				主なもの		
				総務費	34,258千円	
				広域連合納付金	1,569,363千円	
				保健事業費	86,879千円	
-244		-	7 0 0 6 4 4 4 4 5 4 6 6 6 7 1 1 4	LAST V US at US LLVAN for		
議	_	案	平成26年度清瀬市一般会計補	補正前の歳入歳出総額	29, 105, 392千円	3月24日
第	7	号	正予算(第5号)	補正後の歳入歳出総額	29, 460, 806千円	可決
				歳入総額	355, 414千円	
				主なもの		
				国庫支出金	116,624千円	
				都支出金	81,583千円	
				財産収入	20,526千円	
				繰入金	158, 516千円	
				市債	▲23,000千円	
				歳出総額	355, 414千円	
				主なもの		
				総務費	123,046千円	
				民生費	90, 191千円	
				商工費	95,828千円	
				土木費	▲36,627千円	
				教育費	▲17,024千円	
				諸支出金	100,000千円	
議		案	平成26年度清瀬市国民健康保	補正前の歳入歳出総額	8,936,000千円	3月24日
第	8	号	険事業特別会計補正予算(第1	補正後の歳入歳出総額	9,227,576千円	可 決
			号)	歳入総額	291,576千円	
				主なもの		
				療養給付費交付金	23,829千円	
				繰越金	267, 382千円	
				歳出総額	291,576千円	
				主なもの		
				保険給付費	23,829千円	
				諸支出金	267, 382千円	
議		案	平成26年度清瀬市下水道事業	補正前の歳入歳出総額	1,885,472千円	3月24日
第	9	号	特別会計補正予算(第2号)	補正後の歳入歳出総額	1,879,503千円	可決
/14	Ü	.,	1204 THE TO 1 3T (NA 79 12)	歳入総額	▲5,969千円	
				主なもの		
				繰入金	▲5,969千円	
				datas		<u> </u>

			▲ F 000 T III	
		歳出総額	▲5,969千円	
		主なもの	▲ □ 000 ₹ ⊞	
		下水道事業費	▲5,969千円	
議案	平成26年度清瀬市後期高齢者	補正前の歳入歳出総額	1,647,000千円	3月24日
第 10 号	医療特別会計補正予算(第1	補正後の歳入歳出総額	1,689,886千円	可 決
	号)	歳入総額	42,886千円	
		主なもの		
		後期高齢者医療保険料	32,826千円	
		繰越金	8,684千円	
		歳出総額	42,886千円	
		主なもの		
		広域連合納付金	33,752千円	
		諸支出金	8,684千円	
議 案	清瀬市特定教育・保育施設、特	市は、保育所等を利用する	支給認定こどもの扶養	3月24日
第 11 号	定地域型保育事業等の利用者負	義務者等に対する利用者の負	担金について、子ども	可 決
	担に関する条例	・子育て支援法(平成24年法	(律第65号) 第27条第3	
		項第2号、第28条第2項各号	一、第29条第3項第2号	
		及び第30条第2項各号に規定	でする政令で定める額を	
		限度として定めることが規定	されたので、必要な事	
		 項を定めるため新たに条例を	制定するものです。	
		なお、利用者負担額は、支	に給認定こどもの年齢、	
		 保育必要量、支給認定保護者	の属する世帯の所得状	
		祝等を勘案して規則で定めま		
		また、私立保育園の利用者		
		保育園に準じて家計に与える		
		保育認定こどもの年齢に応じ		
		則で規定します。	CWENT CIEW S & JINI	
		MICALUS 90		
議案	清瀬市指定介護予防支援等の事	地域の自主性及び自立性を	高めるための改革の推	3月24日
第 1 2 号	業の人員及び運営並びに指定介	進を図るための関係法律の整	発備に関する法律(平成	可 決
	護予防支援等に係る介護予防の	25年法律第44号) により、介	護保険法(平成9年法	
	ための効果的な支援の方法に関	律第123号)の一部が改正さ	れ、従前、国(厚生労	
	する基準等を定める条例	働省)が定めていた指定介護	予防支援等を実施する	
		ための基準は、各地方公共団	体の条例で規定するこ	
		ととされました。		
		これにより、指定介護予防	i支援等を実施するにあ	
		たっての基準を定めるため、	新たに条例を制定する	
		ものです。		
		シ かねけ		
		主な規定	1 +-	
		1 人員に関する基準を規定	します。	

		2 事業者の運営に関する基準を規定します。3 介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を規定します。4 基準該当介護予防支援の事業についての基準を規定します。	
議 案 第 1 3 号	清瀬市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)により、介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、従前、国(厚生労働省)が定めていた包括的支援事業の運営等に関する基準は、各地方公共団体の条例で規定することとされました。 これにより、包括的支援事業の運営等に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。	3月24日 可 決
議 案 第 1 4 号	清瀬市行政手続条例の一部を改正する条例	行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律 第70号)の施行に伴い、法改正の趣旨に沿って条例 の一部を改正するものです。 主な改正規定 1 市の機関が行政指導する際、関係する許認可等 の権限等を行使する旨を相手方に伝えるときは、 行政指導に係る許認可等の根拠法等を示すよう規 定します。 2 市の機関が執行する行政指導が法律又は条例に 適合しないと思料したときは、その相手方は文書 で行政指導の中止等を求める申出ができるよう規 定します。 3 法令に違反する行為があって、行政庁等が是正 に向けた処分又は行政指導をしない場合は、行政 庁等に文書で是正処分等を求める申出ができるよ う規定します。	3月24日 可 決
議 案 第 1 5 号	清瀬市コミュニティプラザ条例 の一部を改正する条例	清瀬市コミュニティプラザの各施設を、より有効 に活用するため、用途ごとに定めた施設区分を改め る条例の一部改正をするものです。 改正点の概要 1 美術室(時間単位貸出施設) →美術作品展示室 2 作業室(時間単位貸出施設) →市史編さん作業室	3月24日可決

清瀬市立保育園設置条例の一部 を改正する条例	→交流スへ 子ども・子育て支む 施行に沿って、市立保 もの扶養義務者等が負 ると共に、市立第4保	保育園を利用する 負担する保育料 <i>の</i> 保育園及び第5の	去律第65号)の 3支給認定こど D規定を整備す R育園を市立保	3月24日 可 決
清瀬市国民健康保険条例の一部 を改正する条例	法律第28号)の施行は 民健康保険法の条項が	こ伴い、条例に	別用している国	
清瀬市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険料の額を定めるものです。 改正の概要等 1 介護保険料を算知 第1段階と第2段階 します。 2 介護保険料を算知 階 (実質15段階) が保険者の負担能力にします。 3 改正条例の附則に	でする所得段階の をする所得段階の でする所得段階を でする所得段階を から18段階に細分 で応じた保険料と こおいて、第1日	の一部を改正す の一部を改正す のうち、現行の を を を を 、現行の13段 を と な と と と と と と と と と と と と と と と と と	3月24日 可 決
(現7 (改定:第1段階) 介護保険 施行 法施行令第39条第1項第1号に 掲げる者であって、世帯非課税 80万円以下 (改定:第2段階) 施行令第 (現7	〒:第1段階) 介護保険法 令第39条第1項第1号に掲 者 〒:第2段階) 施行令第2 掲げる者であって、世帯非 80万円以下 行:特例第3段階) 世帯非	改 定 案 30,700円	現 行 26,200円 26,200円	
	を改正する条例 清瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例 下ででは、	を改正する条例 施行に沿って、市立保 もの扶養義務者等が負 ると共に、市立第4代 育園から除くため、す。 国民健康保険法の 法律第28号)の施行に 民健康保険法の条項が 例の一部を改正するも である条例 平成27年度から平成 介護保険料の額を定めるものです。 な正の概要等 1 介護保険料を第2 第1段階と第2段階 します。 2 介護保険料を算え 第(実質15段階)が 保険者の負担能力に します。 3 改正条例の附則に 被保険者の保険料をよう規定します。 3 改正条例の附則に 被保険者の保険料をよう規定します。 (現行:第1段階) 介護保険料を よう規定します。 (現行:第1段階) 介護保険法 施行令第39条第1項第1号に掲げる者であって、世帯非課税 80万円以下 (政定:第2段階) 施行令第2 号に掲げる者であって、世帯非課税 2号に掲げる者であって、世帯非課税 2号に掲げる者であって、世帯非 課税30万円以下	を改正する条例 施行に沿って、市立保育園を利用すると共に、市立第4保育園及び第5倍育園から除くため、条例の一部を改す。	施行に沿って、市立保育園を利用する支給認定こどもの扶養養務者等が負担する保育料の規定を整備すると共に、市立第4保育園及び第5保育園を市立保育園から除くため、条例の一部を改正するものです。 国民健康保険法の一部を改正する法律(平成24年法律第28号)の施行に伴い、条例に引用している国民健康保険法の条項が繰り下げられることから、条例の一部を改正するものです。 で立て年度から平成29年度までの3年間における介護保険料の額を定めるため、条例の一部を改正するものです。 ではの概要等 1 介護保険料を算定する所得段階のうち、現行の第1段階と第2段階を国の制度改正に基づき統合します。 2 介護保険料を算定する所得段階を、現行の13段階(実質15段階)から18段階に総分化し、より被保険者の負担能力に応じた保険料となるよう工夫します。 3 改正条例の附則において、第1段階に該当する被保険者の保険料を規則の定めにより軽減できるよう規定します。 区 分 (所開閉路) 改定案 現 行 (現行:第1段階)介護保険法 (現行:第1段階)介護保険法 (現行:第2段階)施行令第2号に掲げる者であって、世帯非課税 (現行:第2段階)施行令第2号に掲げる者であって、世帯非課税 (現行:第2段階)施行令第2号に掲げる者であって、世帯非課税 (現行:第2段階)施行令第2号に掲げる者であって、世帯非課税(20万円以下 26,200円 (改定:第2段階)施行令第2号に掲げる者であって、世帯 2時(20万円以下 42,300円 37,900円

		T		1	1
	3号に掲げる者であって、前2 号に 号以外の世帯非課税 外の	庁:第3段階) 施行令第3 と掲げる者であって、上記以)世帯非課税	49,800円	43,700円	
		行:特例第4段階) 世帯課本人非課税・80万円以下	57,300円	51,300円	
	5号に掲げる者であって、上記 号に	行:第4段階) 施行令第4 掲げる者であって、上記以 世帯課税・本人非課税	68,200円	58,300円	
		行:第5段階) 本人課税125 未満	76,400円	66,500円	
		宁:第6段階) 本人課税125 円以上190万円未満	86,600円	75,200円	
		庁 : 第7段階) 本人課税190 以上300万円未満	95,500円	82,200円	
		亍:第8段階) 本人課税300 以上400万円未満	103,700円	88,600円	
		方:第9段階) 本人課税400 以上500万円未満	113,200円	97,400円	
	500万円以上600万円未満 万円	亍:第10段階) 本人課税500 以上600万円未満	118,700円	100,900円	
		亍:第11段階) 本人課税600	128,200円	109,100円	
	(改定:第13段階) 本人課税 万円 700万円以上800万円未満	以上800万円未満	135,000円		
	800万円以上900万円未満 万円	亍:第12段階) 本人課税800 以上1,000万円未満	144,600円	118,400円	
	(改定:第15段階) 本人課税 900万円以上1,000万円未満		152,100円		
	(改定:第16段階) 本人課税 1,000万円以上2,000万円未満		163,700円		
	0.000==================================	亍:第13段階) 本人課税 0万円以上	173,900円	126,000円	
	(改定:第18段階) 本人課税 3,000万円以上		184,200円		
議 案	清瀬市指定地域密着型サービス	介護保険法施行規則	川等の一部を改立	Eする省令(平	3月24日
第 1 9 号	事業者の指定及び運営基準等に	成27年厚生労働省令	今第4号)の施行	テにより、現行	可 決
	関する条例の一部を改正する条	の指定地域密着型サー	- ビスに包括され	1ている「複合	
	例	 型サービス」は、サー	- ビスの形態を親	断たに「看護小	
		規模多機能型居宅介護			
		こととなりました。	x 3 (194, V) < #7		
			**判由に占けて+	日空も敷借中で	
		これにより、新たた			
		ため、条例の一部を改	(止りるものです	0	
議案	清瀬市指定地域密着型介護予防	介護保険法施行規則	等の一部を改]	Eする省令(平	3月24日
第 2 0 号	サービス事業者の指定及び運営	成27年厚生労働省令	う第4号)の施行	テにより、指定	可 決
	基準並びに介護予防の支援方法	複合型サービス事業所			
	に関する条例の一部を改正する	する必要が生じた等の			
	条例	ものです。			

-345 -444			
議案	清瀬市立公園条例の一部を改正	開発行為により市へ寄附があった2か所の公園を	3月24日
第 2 1 号	する条例	都市公園以外の公園(児童遊園)として規定するた	可 決
		め、条例の一部改正をするものです。	
		設置する児童遊園	
		名 称 清瀬市立中里四丁目児童遊園	
		位 置 東京都清瀬市中里四丁目1181番1	
		名 称 清瀬市立下宿貝戸児童遊園	
		位 置 東京都清瀬市下宿二丁目501番2	
		E	
議案	 清瀬市道の路線の廃止について	市道の付替交換により、市道の路線を廃止するも	3月24日
第22号	情傾印/垣ッグ応がり/光正(こうい)		承 認
男 乙乙 万		のです。	承 祁
		は、17 はなかは	
		廃止路線	
		清瀬市道3246号線	
		(中里四丁目、市立中里地域市民センター東	
		側)	
議案	清瀬市道の路線の認定について	開発に伴う無償譲渡、市道の付替交換による終点	3月24日
第 2 3 号		変更のため、市道の路線を認定するものです。	承 認
		認定路線	
		清瀬市道1343号線	
		(下宿二丁目、円通寺東側)	
		清瀬市道4156号線	
		(竹丘三丁目、社会福祉法人上宮会西側)	
		清瀬市道3401号線	
		(中里四丁目、市立中里地域市民センター東	
		側)	
		清瀬市道3402号線	
		(中里四丁目、市立中里地域市民センター東	
		側)	
		清瀬市道3246号線	
		(中里四丁目、市立中里地域市民センター東	
		側)	
		ואנו/	
議案	 清瀬市公共下水道柳瀬川右岸5	平成25・26年度の2か年度にわたって施行してい	3月24日
第24号	情機用公共下が追例機用石岸3	る「清瀬市公共下水道柳瀬川右岸5号雨水幹線整備	可決
第 4 4 万			", 次
	契約変更	業務」は、水道管等の支障埋設物の移設工事が契約	
		当初の予測より少なく、契約金額に差金が生じたこ	
		とから、契約金額を減額させて契約を改める必要が	
		でてきました。	
		これにより、契約及び財産の取得又は処分に関す	
		る条例(昭和39年清瀬町条例第3号)第2条に基づ	

		2	
		き、議会の議決を得るものです。	
		契約変更の内容 1 用 初 約 A 類 916 747 510 III	
		1 現 契 約 金 額 816,747,519円 2 変更契約金額 802,094,315円	
議 案 第 2 5 号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について	一部事務組合である秋川衛生組合は、本年4月1をもって担当してきた事務を西秋川衛生組合へ統合させ、秋川衛生組合を解散させることとしました。これにより、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体から秋川衛生組合を削り、併せて東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更させる必要があります。 共同設置する地方公共団体の数の減少及び委員会の共同設置規約変更に当たり、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づき、議会に協議の議決を得るものです。	3月24日 可 決
議 案 第 2 6 号	東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について	一部事務組合である秋川衛生組合は、本年4月1をもって担当してきた事務を西秋川衛生組合へ統合させ、秋川衛生組合を解散させることとしました。これにより、東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体から秋川衛生組合を削り、併せて東京都市町村職員退職手当組合規約を変更させる必要があります。 組織する地方公共団体の数の減少及び組合の規約変更に当たり、地方自治法第290条の規定に基づき、議会に協議の議決を得るものです。	3月24日 可 決
議 案 第 2 7 号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	一部事務組合である秋川衛生組合は、本年4月1をもって担当してきた事務を西秋川衛生組合へ統合させ、秋川衛生組合を解散させることとしました。これにより、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体から秋川衛生組合を削り、併せて東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更させる必要があります。 組織する地方公共団体の数の減少及び組合の規約変更に当たり、地方自治法第290条の規定に基づき、議会に協議の議決を得るものです。	3月24日可決
議 案 第 2 8 号	専決処分の報告について(民事訴訟の和解について)	平成18年に学校法人音京学園の経費によって市立 清瀬内山運動会園及び市立下宿第三運動会園に設置 した構築物(人工芝サツカーグラクンド、管理棟 等)の撤去を求めた民事訴訟「東京地方裁判所平成 26年(ワ)第7429音事件、構築物等撤去請求事件」	3月2日承 認

の和解を、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定に基づく専決処介したので、同 条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるも	
条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるも	
のです。	
主な内容	
1 専決処分日 平成27年2戸20日	
2 和解締結日 平成27年2戸23日	
3 当事者	
(1) 原告 清瀬市 代表者市長 渋谷金太郎	
(2)被告 学校法人帝京学園	
代表者理事長 沖永莊八	
4 和解条件(概要)	
(1)被告は、清瀬市立清瀬内山運動会園及び清瀬	
市立下宿第三運動会園(以下「当核施設」とい	
う。)に被告の経費で設置した構築物(人工芝	
グラヴンド、管理棟等)を本年6月1日に原告	
に寄附する。ただし、寄附日前であっても原告	
は当核施設を使用又は変更することができる。	
(2) 原告、被告、清瀬市体育協会が当核施設の管	
理、運営のために締結した協定及び契約等を全	
て解消していることを確認する。	
(3)被吉は、本年6月1日までに、原告に解決金	
として金200万円を支払う。	
(4) 原告、被告及び体育協会は、当核施設に関し	
て債権債務のないことを相互に確認する。	
議 案 平成26年度清瀬市一般会計補 清瀬内山運動会園サツカー場等を早期に改修し、 3月	2 日
第 2 9 号 正予算(第 6 号) 市の公の施設として市民が有効活用できるよう整備 可	決
するため、一般会計の補正予算を編成するもので	
す。	
補正予算の概要	
1 補正事項 債務負担行為	
2 専業等名目 内山運動会園サツカー場等改修	
事業	
3 限度額 267,800千円	
4 期 間 平成26年度から平成27年度まで	
議 案 清瀬市立学童クラブ条例の一部 市立学童クラブの入所待機児童の解消を図るた 3月2	4日
第 3 0 号 を改正する条例 め、市立十小学童クラブの定員を「30人」から「40 可	決
人」に増員する条例の一部改正をするものです。	
議 案 清瀬市職員の給与に関する条例 平成26年度の東京都人事委員会勧告に準じ、平成 3月2	4日
第 3 1 号 の一部を改正する条例 26年第 4 回定例会で議決を経て改定した市職員の月 可	決

		I	1
		額給料を、勧告における第2段階目の措置として本年4月1日から平均1.7%引き下げる改定をします。また、事務職員の給料に適用する行政職給料表(1)の係長相当職級の「3級」及び課長補佐職相当級の「4級」を統合し、新たな「3級」を設ける表の改正も行います。 このほか、国及び都の措置に準じて、市職員の通勤手当の上限月額を55,000円とし、障害を有する職員の手当月額を平均13%引き上げます。併せて、6月及び12月に市職員に支給する勤勉手当の算定基礎から扶養手当額を除く改正も行います。 また、この改正条例では、本則において行政職給料表(1)における「級」を改正することから、給料表の規定を準用する「清瀬市職員の旅費に関する条例」の規定を改めるため、附則において同条例の改正も併せて行います。	
議 第 3 2 号	清瀬内山運動公園サッカー場等改修事業請負契約	市は、市立清瀬内山運動公園及び市立下宿第三運動公園の施設整備を図るため、サッカーグラウンドの人工芝張替及び夜間照明等の新設などを中心とした同運動公園の改修工事を施行します。 この工事の予定価格は1億5千万円以上であることから、選定業者と正規に契約を締結するため「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を得るものです。 主な内容 1 契約件名 清瀬内山運動公園サッカー場等改修事業請負契約 2 契約金額	3月24日 可 決
		市立清瀬内山運動公園=グラウンド2面の人工 芝張替、競技用夜間照明のLED化 市立第三運動公園=競技用LED夜間照明の新	

T		
	設、クラブハウス改修工事(更衣室増設)	